

# 利益相反報告書提出要否に係る判断フロー (1/2)

START

早稲田大学に所属する教職員である。

No

提出不要

Yes

現時点で、2018年度に公的研究費(厚労科研および日本医療研究開発機構研究を除く)を受けて研究しており、研究代表者および研究分担者、またはそれらに準ずる役割である。

No

提出不要

✓研究代表者および研究分担者…研究費の配分を受けて研究費を主体的に使用し研究を行う者。

✓研究分担者は、研究代表者が他研究機関所属の場合を含む。

Yes

当該公的研究費一課題あたりで、直接経費の研究者個人の2018年度配分額が200万円以上である。

No

提出不要

✓受給額が未確定の場合は、見込みで判断してください。

Yes

⚠報告要件②の各々の条件に該当するかどうかについては、研究者と生計を一にする「配偶者もしくは一親等の親族」が提供を受けているかどうかも含めてご確認ください。

Yes

⚠経済的利益関係を研究者等に提供している企業・団体の対象範囲は研究関連企業等と次の資本関係のある法人等を含めてご確認ください。

a) 研究関連企業等が20%以上の議決権を有する法人(関連会社、子会社)

b) 研究関連企業等に対して20%以上の議決権を有する法人(関連会社、親会社)

Yes

利益相反マネジメントの対象者

報告書の報告要件①

報告書の報告要件②の注意事項

## 利益相反報告書提出要否に係る判断フロー(2/2)

報告書の報告要件②

公的資金研究と関係する産学官連携活動等の相手先(一企業・一団体)から1年間に提供を受けた研究費その他の資金の額および人員、施設、設備、物品等を金銭に換算した額の合計が300万円を超える。

✓相手先が大学発ベンチャー企業の場合は、100万円を超える。

No

公的資金研究と関係する研究関連企業等(一企業・一団体)から1年間に受けた収入(給与、配当金、コンサルタント料、謝金その他のサービスの対価)の合計が200万円を超える。

✓研究関連企業等が大学発ベンチャー企業の場合は、100万円を超える。

No

公的資金と関係する研究関連企業等(一企業)の株式等を次の条件で保有している。

- 1)未公開株を1株以上
- 2)公開株を発行済み株の1%以上
- 3)持分会社の自己資本の1%以上の持分
- 4)新株予約権

No

公的資金研究と関係する研究関連企業等から受益権(融資・保証)の提供を受けている。

No

公的研究費(厚労科研および日本医療研究開発機構研究を除く)の利益相反報告書のご提出は不要です。

Yes

2016~2018年度において、いずれか一つでも該当した場合は、ご提出ください。